

倉敷市広告入り物品等の寄附に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市広告事業実施要綱第9条の規定に基づき、物品等の寄附により行なう広告について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広告の基準等)

第2条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、物品等に掲載しない。

- (1) 倉敷市広告事業実施要綱第4条第1項各号に規定するもの
- (2) 倉敷市広告掲載基準第5条各号に規定する業種又は事業者の広告
- (3) 倉敷市広告掲載基準第6条各号に規定するもの

(寄附希望者の公募)

第3条 物品等の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）は、公募により選定するものとする。

2 前項の公募は、本市ホームページ及びその他市長が必要と判断した方法により行う。

(寄附の申込み)

第4条 寄附希望者は、物品等寄附採納申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、直近の市区町村税の完納証明書を添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。

(寄附採納の決定)

第5条 市長は、前条の規定により寄附採納の申込みを受けたときは、提出書類等に基づき総合的に評価し、寄附採納者を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による評価において、同順位の寄附希望の中から寄附採納者として選定する場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 市長は、寄附採納の決定を受けた者（以下「寄附決定者」という。）に物品等寄附採納決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(協定書の締結)

第6条 市長は、寄附決定者と物品等の作製及び寄附に関する協定書を締結するものとする。

(物品等の作製)

第7条 寄附決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に物品等を作製しなければならない。

2 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(広告内容等の変更)

第8条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に違反していると判断したときは、寄附決定者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(経費の負担)

第9条 物品等の作製に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とする。

(寄附の取下げ)

第10条 寄附決定者は、自己の都合により本市への物品等の寄附を取り下げるができるものとする。

2 寄附決定者は、前項の規定により寄附を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(使用期間)

第11条 物品等の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(問題発生時等の対応)

第12条 寄附決定者は、物品等の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(使用の中止)

第13条 市長は、寄附を受けた物品等が本市が使用する物として適当でないと認めると
きは、当該物品等の使用を中止することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、物品等の寄附に関する必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。